**酒井教育長定例記者会見概要**

日時：令和元年９月５日（木曜日）１４：００～１４：３０

場所：大阪府庁別館６階　委員会議室

【教育長より】

いじめについて

　まず、８月９日に公表しました府立高校における「いじめ重大事態に係る調査結果」について、担当課がブリーフィングを行いましたが、改めて説明させていただきます。

　本事案は、平成28年、大阪府南部に所在する府立高校の2年生男子生徒（当時17歳）が学校近隣のマンションから転落死したものです。尊い命が失われる事案が生起しましたことは誠に残念であり、改めて、亡くなられた生徒のご冥福をお祈りしますとともに、ご遺族にお悔やみを申し上げます。

　第三者委員会による調査結果によりますと、複数のいじめが認定され、学校の対応の問題点として、「情報共有に基づきチームで対応する体制が整っていなかった」ことなどが挙げられています。指摘のあった点について真摯に受けとめ、深くお詫び申し上げます。

　なお、生起時点の状況から自死との断定にまで至っていない状況であり、自死を前提として「いじめと転落死との因果関係について断定することは困難」との報告書の記載内容については、そうならざるを得ないと受け止めています。

　今回の事案を踏まえ、当該学校を含めすべての府立学校に対し、体制の見直し等を改めて指示しました。また、６月に府内の公立小中学校において複数のいじめ重大事態が生起し、第三者委員会から学校や教育委員会の対応について厳しく批判されていることから、先日８月23日に、府内の小・中・府立学校すべての校長を対象に「生徒指導緊急校長研修」を開催しました。文科省の児童生徒課長にもお越しいただき、教育委員でスクールカウンセラースーパーバイザーでいらっしゃる良原委員から具体的な対応等についてご講演いただき、法に基づいたいじめ対応等について改めて確認したところです。

　これらの事案を教訓としまして、同様のケースが決して生起することのないよう、「未然防止」「早期発見」「重大事態の取り扱い」をシステム化して対応し、今後のいじめ防止対策に取り組んでまいりたいと存じております。

チャレンジテストについて

　チャレンジテストには、大きくふたつの柱があると考えています。ひとつの柱は、府立高校入学者選抜における調査書の公平性の担保ということです。もうひとつの柱は、効果的な学力向上施策のエビデンスとして活用するということです。昨年、地震・台風により二回延期になったことを契機に府議会で議論が再燃し、指摘を受けました。それを受けて、「令和元年度前半を目途に見直しを行う」という答弁を行いました。

　まず、ひとつめの柱についてご説明をします。平成28年度（2016年度）大阪府公立高等学校入学者選抜の判定方法を変更しました。判定要素は学力検査と調査書評定です。学力検査は450点満点、調査書評定は各教科の5段階評定を50点満点とし9教科分の450点満点ということになります。合計900点ということです。ただし「学力検査」と「調査書評定」の配分は高校によって選択できます。

　調査書評定はいわゆる中学校からの内申点。調査書の評価方法については、それまでは集団に準拠する相対評価でしたが、目標に準拠する絶対評価に変更いたしました。その意味は、学習指導要領に示す目標をどの程度実現できたかということについて、各中学校が生徒一人ひとりを評価するということなので、個人の努力が反映されるため、生徒の学習意欲を高めるのに優れているということです。これは大きく全国的な流れとしてあります。

　しかし、その評価基準を府内で厳密に統一化することができないため、結果として評価基準に中学校による大きな違いが出るのではないかとの懸念が示されました。そこで、大阪府内共通の「ものさし」として初年度の2016年度選抜は「全国学力学習状況調査」の結果を活用いたしました。2017年度選抜からはチャレンジテストの結果に基づいて府内統一のルールを設定するということで進めてまいりました。

　そのルールですが、まず、中3については、5教科のチャレンジテストの結果を用いて、各中学校の実技4教科を含む9教科分の内申点の平均が、各中学校のチャレンジテストの平均点に応じて定められる「評定の範囲」内に収まるよう当該中学校の個人の内申点を調整するという仕組みです。±0.3の幅を設けておりますので、現在では再度評定しなおすケースは減少しているという報告を受けています。この仕組みは定着しつつあると認識であります。ただ、絶対評価の公平性が担保されているのなら、チャレンジテストはやめたらどうかという指摘もありますが、この仕組みがあるから公平性が担保できているという見方に現在は立っております。しかし、実技4教科の共通テストは実施しておらず、5教科（英数国理社）の結果を実技4教科の評定にあてはめるのは論理性を欠くとの指摘があります。今回の改正点としまして、5教科の評定にのみにあてはめることにしました。実技4教科の公平性の担保のためのルールはこれから市町村の意見を聴いて検討し、決定してまいりたいと考えています。

　次に、中1は3教科、中2は5教科のチャレンジテストの結果を用いて、実施教科の個人の内申点が「評定の範囲」内に収まるよう個人の内申点を調整するという仕組みです。ただ、中学校がつけた評定を一回のテストで変更する仕組みは、中学校の評価・指導を否定することにつながりかねないとの指摘があります。そこで、今回の改正により中1・中2に適用している現在のルールを廃止しまして、中1・中2・中3の全部について、今の中3で実施している絶対評価の公平性の担保の仕組みに一本化するということにします。以上がひとつめの柱の改正のポイントです。

　次に、チャレンジテストのねらいのもうひとつの柱である効果的な学力向上施策のエビデンスとして活用についてです。市町村における学力向上の取り組みが進み、中学校では一定の効果が出てきたと読み取れますが、小学校の学力課題はなかなか改善されていないという認識に立っています。

　そこで、府としての小学校の学力向上策として、子どもたちが到達すべき目標をテストの問題という形で具体的に示し、子ども・保護者、教員・学校・市町村教委に取り組みの検証改善の機会を作ることが必要であると考えています。このため、難易度の高まる4年生の学習内容を確認できる5年生で新たな府内共通テストを実施したいと考えています。5年生から6年生、中学校へとつながる分析資料を今後詳細に検討し、実施は再来年度からのスタートとしたいと考えています。

市立高校の移管について

　最後に、市立高校の移管については、今年４月の松井大阪市長の施政方針演説において、「市立の高等学校は大阪府に移管し、基礎自治体である大阪市は小中学校に特化する」という旨の発言がありました。これを受け、大阪市教育委員会から申し入れがあり、府教育庁内で検討した結果、移管によるメリットがあることから、大都市制度移行時の移管、いわゆる都構想とは切り離して、府市双方で移管に向けた協議を行い、令和４年４月の移管に向けた基本方針について府市でとりまとめました。

　市立高校を府に移管することのメリットは、教員の資質向上の観点や学校配置などの面で、広域的な視点から効率的･効果的な学校運営が可能となることです。その結果、多様な課程や学科を備える高校教育の充実を図ることができると考えています。

　現在、府市でプロジェクトチームを設置し、府への移管にあたっての方向性等について議論していますが、市立高校の再編整備の方向性も含め、来年夏頃を目途に移管計画として取りまとめ、公表する予定です。

　具体的な中身については、今後個別に協議を行うこととしていますが、平成28年４月に移管した市立の支援学校の考え方を基に、「財政」や「教育内容」、「組織・人員」など、大枠について方針を定めています。これまで大阪市が培ってきた特色ある教育については、現状どおり移管することを原則としますが、今後個別に協議をすすめてまいります。

　次に、今後のスケジュールとしては、先ほどご説明したとおり、現在府市でプロジェクトチームを設置し、来年夏ごろの移管計画公表に向けて協議しています。来年の２月議会において、検討状況を中間報告させていただく予定です。その後、来年９月議会において、府市両議会へ関係条例の改正案を提出させていただきたいと考えています。

【質疑応答】

（記者）チャレンジテスト見直しの中で、小学校も統一のテストをやることになるということですが、吉村知事の大阪市長時代に学力テスト、学力の向上も教員の評価に取り入れようという取り組みをかなり熱心にすすめられていて、結局学力テストを使うことは無理なので、チャレンジテストとかあるいは小学校の独自にやっているテストを使うことになったかと思います。そういう動きがあるので、学校現場の中にはこの小学校のテストを作った目的というのは今後そういうことにも活用されるのではないかというような疑念をどうしても持たれてしまう面もあるかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

＜教育長＞先ほども申し上げましたが、あくまでも学力向上策を具体的に取り組んでいくためのエビデンスとして活用するということですので、その結果について、教員の指導力の向上あるいは教材の開発といったところに役立てていただきたいというのが本来の狙いであります。

ご指摘ご心配の点については知事との関係におきましては、結果を教員の評価に反映させるという点について、基礎自治体として自分が取り組んだことであって、広域自治体の長として、各市町村に要請をしたり、ましてや押し付けたりすることはないということは、4月段階で知事とお話をさせていただいておりますので、そのようなことはないと私は信じております。

（記者）チャレンジテストのことについてお聞きします。

3年生のルールに統一すると聞きましたが、3年生のルールだと本当に学力の低い子にとっては自分の同級生の評定を下げることになってしまわないかということでテスト受けないという例があるやに聞いております。エビデンスとして役立てるという話はわかるのですが、この結果を進学の際の大事な点にも反映させるということになると、教育の現場から学力が低い子をスポイルするような方向に向かっていくのではないかと思い、チャレンジテスト自体、この3年生のルール自体が私にとって不思議なルールだなと思っていたのですが、1、2年生に対してもこれをするということになるとますますそういう傾向が進むのではないかという心配があるのですが、いかがでしょうか。

＜教育長＞チャレンジテストについてはご指摘の点も含めて、様々な批判があるという事は私も承知をしております。ただ、先ほども申し上げた二つの狙いがあって、やはり高校選抜における公平性の担保というのは一つの価値として守っていく必要があるというふうに考えています。

学力向上のエビデンスについては皆さんご賛同いただけると思いますが、前者の公平性の担保にはいろんな仕組みがもちろんあるわけですけれども、このやり方が100点満点だというふうに思っているわけではありません。ただ、他にやり方があるかというと、このやり方しかないのではないかなというのが現在の選択です。ですので、各学校現場で子供たちが気まずい思いをするというのは大変私も心苦しいですけども、そこは一つルールの中でやっているのだということで、皆さんに理解していただくように努めてまいりたいというふうに思っています。

（記者）逆に言うと、戦略的に先生が主導して休ませる場合もあるかもしれませんし、子供が友達に迷惑をかけるというような文脈で休む場合もあると思いますけれども、試験を受けなかった子供が多かった場合には、公平性という観点からますます使えなくなるのではないかと思うのですが、そのあたりの対応策は何か考えていらっしゃいますか。

＜教育長＞そういったことも当初から指摘をされておりますが、徐々にそのケースも減ってきているという報告を受けていますし、制度として存続させる以上は、より理解が深まるように広がるように努力をしたいと思います。

（記者）あともう一点だけなのですが、私自身これが学力にどう寄与しているのか等々調べたいと思いまして、先日情報公開を申し入れました。チャレンジテストの実施要領に書いているので、学校名を伏せても出せないというふうに説明されたのですが、学校名を伏せても出せないというのが納得できないので、なぜ学校名を伏せてもそのデータが出せないのかということを教えていただきたいです。これは今すぐじゃなくてもいいですけども。

＜教育長＞学校名を伏せても出せない理由は改めて議論させていただきますが、市町村規模によっては類推適用されてしまうリスクがあるのではないかというのは一つあると思います。もう一つは小・中学校の現場を考えたときに、確かに大阪府が責任をもって実施主体としてやっているテストではありますが、その状況というのは日々の学校の活動の一環としてやっていただくわけですから、その結果を公表するということを市町村教育委員会の意向を飛び越えて大阪府が持っている情報だからアプリオリに出すということには決してならないというふうに思っています。

（記者）意見だけして終わりますが自治体もいらないし、学校名もいらないっていうことであれば何の類推もできないと思いますので、もう一度ご検討いただければと思います。各学校の平均が欲しいということを一応申し上げておきます。

（記者）市立高校の府への全面移管について、今までも支援学校も含めて全面移管という議論がありましたが、大阪市議会等などの中心に強い反発の声もあって、2016年度、先に支援学校だけ移管が進んだという経緯があります。今回のプロジェクトチームが立ち上がって、今後、条例改正案を提出するわけですが、現在府として予想される反発の声はどういったものがあるというふうにお考えなのか、そして過去にも支援学校のみを移管したという経緯もあるので、今までの議論と違う部分で何か理解を得られるのではないかというふうに思われる部分があれば、今後どういうふうにして理解を得ていくのかを含めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

＜教育長＞一つは教育行政的な議論として、広域自治体と基礎自治体の役割分担論を考えたときに、高校というのは全県一区で府はすでにやっているわけですし、先ほど申し上げたように全体の底上げという意味においては、効率的運営という観点からも、人的配置という観点からも、より広域の方がいいのではないかというふうに思っています。

あとはもうすでに政調会でも各会派の先生方から懸念を出されていますが、3年連続で定員割れをした場合、改善の見込みがない場合は再編対象にするという府のルールが大阪市にはありません。

大阪市にはそのルールがない状態の中で、今の各市立高校の現状を見たときに、かなり厳しい状況にあるのは間違いないと思います。

そこをどのように大阪府と市で考えていくのかというのは一つ大きなポイントになるかなというふうに考えています。

（記者）四、五年前の議論からさらに発展させた形で理解を得ていくような形になるのでしょうか。四、五年の間で市立高校の定員割れをめぐる問題が深刻化しているとか、あるいは支援学校だけは先に市から府へ移管したので、そのあたりの実績を強調していくというのもあるのかとも考えたのですが、前回まで議論との差別化というか、さらに理解を得られる部分があるのでしょうか。

＜教育長＞前回、私は当事者ではなかったのですが、支援学校が府に移管された当初もいろいろあったわけですけれども、支援学校全体の中での位置づけをはっきりさせて、支援学校自体のレベルアップに結びついているという点ははっきり言えると思います。

ただ一方で、施設面でかなり支援学校は厳しい状況にありますし、改修や全体の建て替えにかかるコストというものを今後どう確保していくかということが一つ大きなポイントになってくるだろうと思います。

（記者）同じく移管の話なのですが、都構想が実現するかどうかという住民投票の前にこのような方針を出されたっていうのは何か理由があるのか説明をしていただけますでしょうか。

＜教育長＞都構想の議論が動いているのは当然わかっていますけれど、もともと広域行政体としての大阪府の教育行政という部分と、基礎自治体の部分としての大阪市の教育行政という部分で役割分担を見たときに、高等学校教育は広域行政が計画的な適正配置に努めるという役割も法律上あるわけですから、行政的にも大阪市から依頼あれば受けることを断る理由はないというふうに思います。

（記者）今回の経緯としては大阪市から依頼があったっていうことですか。

＜教育長＞もちろんそういうことです。

（記者）市側から大阪府に移管をして欲しいという話があって、こういうプロジェ

クトが立ち上がったっていうことですか。

＜教育長＞そうです。冒頭の発言で申し上げました通り、4月の松井大阪市長の施政方針演説でのご発言を受けて、大阪市の教育委員会事務局から私どもに対して要請があったということであります。

（記者）話しが変わりますが、昨日、中教審の特別部会があってＩＣＴ教育の学校の情報化について論点整理案が公表されまして、6月にも教育情報化推進法が成立していますが、大阪府内でのＩＣＴの整備状況というのを改めて教えていただけませんか。

＜教育長＞大阪府は、文科省が求めておられる何人に１台パソコンがあるかという水準ではそれほど見劣りもしない位置にいると思うのですが、今後のことを考えますと、ＩＣＴを活用した教育というのはどんどん進めていく必要がありますし、まさにスマートシティーということであればスマートスクールというものを、大阪は先導して作っていくぐらいの気概で取り組んでいきたいなと思っています。どれぐらいのコストがかかって、どれぐらいのことをやらなくてはいけないのかというのは、まだまだこれから構想を練っていく段階でありますので、今後の大きな検討課題だというふうに考えております。

（記者）全く話が変わって恐縮ですが、本日、府の880万人の防災訓練がありまして、小さい学校では親が引き取りに来るという練習までしているところもあるようなのですが、知事も今日現地でおっしゃっていたみたいに、地震があってから1時間50分、府内に津波が来るまでに時間がかかるというのが大阪の特徴のようです。東日本大震災では、保護者が迎えに来て帰られている途中で、つまり避難は学校ではできていたけど、学校に迎えに来た保護者に一緒に返してしまって亡くなっているっていうケースも多数ありました。例えば府教委としては津波警報が出ていたら、迎えに来ても一緒にその場で避難して留まってもらうとか、それとも各校、保護者の判断という形なのか教えていただければ幸いです。

＜教育長＞津波、南海トラフを想定した場合に、タイムラグがそれだけあるということを皆さんの常識としてまず頭に入れていただく必要があると思います。

その上で、それぞれの登下校のルートがあるので、そのルートでどれくらいの時間がかかって家までたどり着くのか、高校生の場合は1時間を超える登下校はあまりないと思いますが、そのことを頭に入れておけばこのタイミングで来たときはここのあたりに逃げようということを保護者にまず考えていただきたいですし、学校もその事を考えるように、保護者にそういう意識を持っていただくようにお伝えする。教育委員会は全体的に意識が高まることをまず言っていくということになると思います。

（記者）特に何か通知とかを小学校に向けて自治体に出すというよりは、意識を

常日頃高めてもらうという考え方でしょうか。

＜教育長＞防災意識の高まりということをテーマに掲げて市町村教育委員会に対しても

申し上げておりますし、それを続けてやっていきます。